

飲食店応援前払利用券取扱店 募集要項

◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内飲食店の利用が大幅に落ち込んでいる状況を踏まえ、県がプレミアム付き前払利用券（以下「前払利用券」という。）を発行し、利用者が応援したい飲食店の前払利用券を購入することにより、当該飲食店における当面の運転資金確保に繋げることを目的とします。

I プレミアム付き前払利用券について

- 1 名 称 がんばる^{おらほ}地元の^{エール}飲食店応援券
- 2 発 行 者 福島県
- 3 前払利用券の配布
 - (1) 配布方法
前払利用券取扱店（以下「取扱店」という。）として、各飲食店の所在地域を所管する各商工会議所、商工会に登録した飲食店に必要な枚数を配布します。
 - (2) 配布期間
令和2年6月上旬から8月末まで
 - (3) 配布上限 個人事業主：900枚
法人事業者：1,800枚
 - (4) その他
 - ア 各商工会議所または各商工会は原則3回に分けて各取扱店に配布することとし、個人事業主に対しては300枚単位、法人事業者に対しては600枚単位で配布します。
 - イ 各取扱店は配布された前払利用券を全て売り切ってから、追加配布に申し込めることとします。
- 4 前払利用券の販売
 - (1) 販 売 額 1,000円/枚
 - (2) プレミアム率 個人事業主が営む店舗：20%（200円）※額面は1,200円
法人事業者が営む店舗：10%（100円）※額面は1,100円
※法人事業者については、中小企業者及び小規模企業者で、福島県内に本社または本店がある事業者に限ります。
 - (3) 販 売 方 法 取扱店での店頭販売
※販売は現金のみとし、クレジットカード決済等は不可とします。
 - (4) 販 売 期 間 令和2年6月上旬～令和2年9月末日
- 5 購 入 限 度 利用者（消費者）1人当たりの購入限度はありません。
- 6 利 用 期 間 令和2年6月上旬～令和3年1月末日

- 7 使用対象 前払利用券を販売した店舗で支払う飲食代金等
- 8 還元方法 取扱店からの請求により、プレミアム分を商工会議所または商工会連合会から取扱店に支払います。

9 取扱厳守事項

<利用者（消費者）>

- (1) 前払利用券を購入した取扱店での支払いのみに使用可能です。
- (2) 前払利用券を使用する際は、所定の箇所へ利用年月日及び利用者氏名を記入してください。
- (3) 前払利用券を購入した取扱店が廃業した場合は、プレミアム分を含めて払い戻しは行いません。
- (4) 販売後の前払利用券と現金の交換は禁止します。
- (5) 使用期間を過ぎた前払利用券は使用できません。

<取扱店>

- (1) 前払利用券の販売前に所定の箇所に取扱店名を記入してください。
- (2) 前払利用券額面以下の使用であってもお釣りはお渡ししないでください。
- (3) 取扱店において、独自に利用券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるようにチラシ等によりその旨明示してください。

<全体>

- (1) 前払利用券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

II 前払利用券取扱店の募集概要

1 参加資格

本事業に参加を希望する福島県内で飲食業を営む個人事業主及び法人事業者とします。（法人事業者は中小企業者又は小規模企業者（資本金の額または出資の総額が5000万円以下の会社か常時使用する従業員の数が100人以下の会社）で福島県内に本社または本店がある企業者に限る）。ただし、次に掲げるものに該当する場合は除外します。

- (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者
- (2) その他、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業者

2 参加申し込み

- (1) 申込方法

前払利用券への参加を希望する事業者は、本募集要項に同意の上、参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、下記①～③の書類を添付して、持参又は郵送のいずれかの方法で最寄りの商工会議所または商工会に申し込みます。

- 【添付書類】
- ①飲食店営業許可書の写し
 - ②前年の確定申告書の写し
個人事業主の場合：確定申告書第1表の控え
法人事業者の場合：法人税申告書別表一（一）の控え
 - ③通帳の写し（表紙及び通帳を開いた1・2ページ目）

- 【申 込】
- ①持参
 - ②郵送

(2) 申込期限

令和2年7月31日（金）17時まで

(3) 留意事項

- ア 申し込みのあった事業者については、申請内容を確認の上、商工会議所または商工会において取扱店として登録します。ただし、登録後であっても申し込み内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。
- イ 申込期限後の参加申し込みについては受け付けることができません。
- ウ 募集要項に記載されていない事項については、商工会議所または商工会連合会と県が協議の上、その都度対応を決定します。
- エ 前払利用券の第2回、第3回配布を希望する取扱店は、追加配布申込書（様式第2号）により各商工会議所または各商工会に申し込みを行います。

Ⅲ 取扱店の責務

次に掲げる事項について、順守していただきます。

- 1 取扱店であることが明確になるよう、商工会議所または商工会から配布されるポスターを利用者（消費者）の見やすい場所に掲示すること。
- 2 商工会議所等から配布される販売前の前払利用券については、盗難、紛失等のないよう適切な保管を行うこと。
- 3 利用者（消費者）が利用期間内に前払利用券を利用する旨申し出たときは、当該利用券に利用日、氏名を記入させ、利用者から回収するとともに、前払利用券額面分のサービスの提供を行うこと。
- 4 他の取扱店で販売された前払利用券の利用は拒否すること。
- 5 利用者（消費者）から回収した使用済み前払利用券は、商工会議所または商工会に提出するまでの間、適切に保管すること。
- 6 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、前払利用券の利用を拒否するとともに、その事実を速やかに所管の商工会議所又は商工会に報告すること。
- 7 利用者（消費者）に不利益を与えることのないよう責任をもって営業を継続する

こと。

- 8 販売されずに余った前払利用券の取り扱いについては、商工会議所又は商工会の指導に基づき適切に対応すること。

IV プレミアム分の支払いについて

飲食代金として前払利用券を回収した取扱店は、プレミアム分の金額を請求することができ、その方法については以下のとおりとします。

- (1) 取扱店は利用者（消費者）から回収した前払利用券について11月末までの使用分を12月25日までに、1月末までの使用分を2月26日までに、請求書（様式第3号）とともに所管の商工会議所または商工会に送付します。ただし、11月末までの使用分は50枚単位で送付し、1月末までの使用分は端数分も取りまとめて送付することとします。なお、2回に分けずに1月末までの使用分を一括で請求することも可能とします。
- (2) 請求可能期間は令和3年2月26日（商工会議所または商工会必着）までとします。この期間を過ぎてからの請求には一切応じられませんので、必ず上記期間中に請求手続きをしてください。
- (3) 請求に基づき、商工会議所または商工会連合会から各取扱店の指定口座に振り込みます。

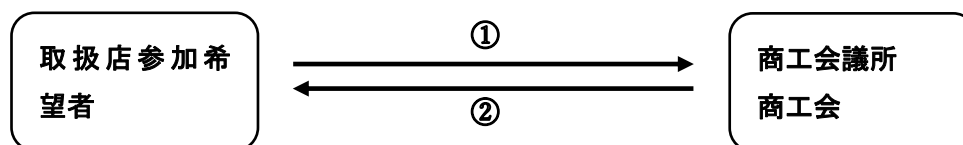
V 利用の流れ

① 参加申込

取扱店への参加希望者は、個人事業主の場合、参加希望店が所在する地域を所管する商工会議所または商工会に申し込みを行う。法人事業者の場合は、本社または本店が所在する地域を所管する商工会議所または商工会に申し込みを行います。

② 前払利用券の配布

商工会議所または商工会は取扱店へ前払利用券の必要枚数を配布します。（個人事業主は900枚、法人事業者は1,800枚を上限とする。）

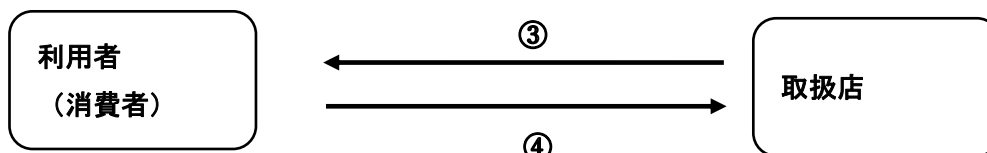


③ 前払利用券の販売

取扱店は利用券の所定の箇所へ取扱店名を記載し、利用者（消費者）に前払利用券を1枚1,000円で販売します。（現金のみ）

④ 利用券の使用

利用者（消費者）は取扱店での飲食代金等の支払いにあたり利用券（1枚1,200円または1,100円分）を提示し、当該利用券に利用日および氏名を記入した上で使用します。取扱店は利用券の額面以下の金額を支払う場合でもお釣りを出すことはできません。



⑤ プレミアム分の請求

取扱店は使用済み前払利用券を集計し、請求書を添付して所管する商工会議所または商工会にプレミアム分の請求を行います。取扱店の状況に応じて一括または2回に分けて請求できます。

⑥ プレミアム分の支払い

商工会議所または商工会連合会は取扱店の請求に基づき、取扱店にプレミアム分（利用券1枚あたり200円または100円）を支払います。（商工会所管の取扱店については商工会連合会からプレミアム分を支払います。）

